

平成27年4月から

子ども・子育て支援新制度 が始まります。

入園の手続きは、難しくなったり申込時期が変わりますか？

入園の手続きは、**これまでと時期や流れが大きく変わるものではありません。**

ただし、幼稚園は入園内定後に、保育園は入園申し込みと同時に、**利用のための認定**を受けていただきます。

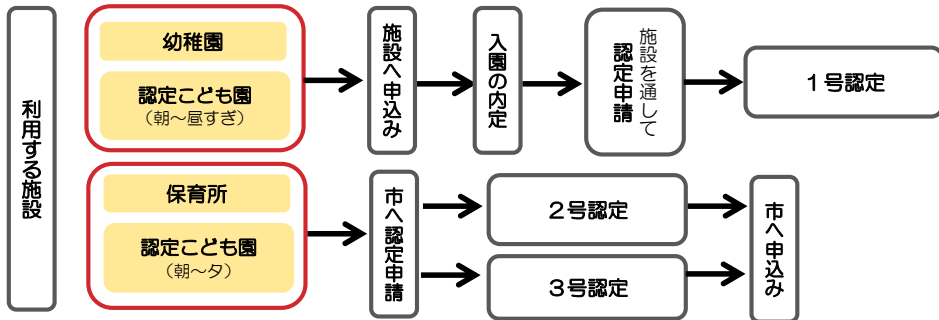
※現在、幼稚園・保育所・認定こども園に通われているお子様のご家庭については、各園を通じて、認定の手続きをご案内します。

施設の利用には**認定**が必要です！

3つの区分の認定に応じて、利用できる施設が決まっていきます。

認定区分		利用できる施設	幼稚園	保育所	認定こども園	
					利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定	☀️		☀️		
	保育認定 2号認定		☀️			☀️
満3歳未満	保育認定 3号認定		☀️			☀️

利用手続きの流れ (☀️ → 利用できる施設)



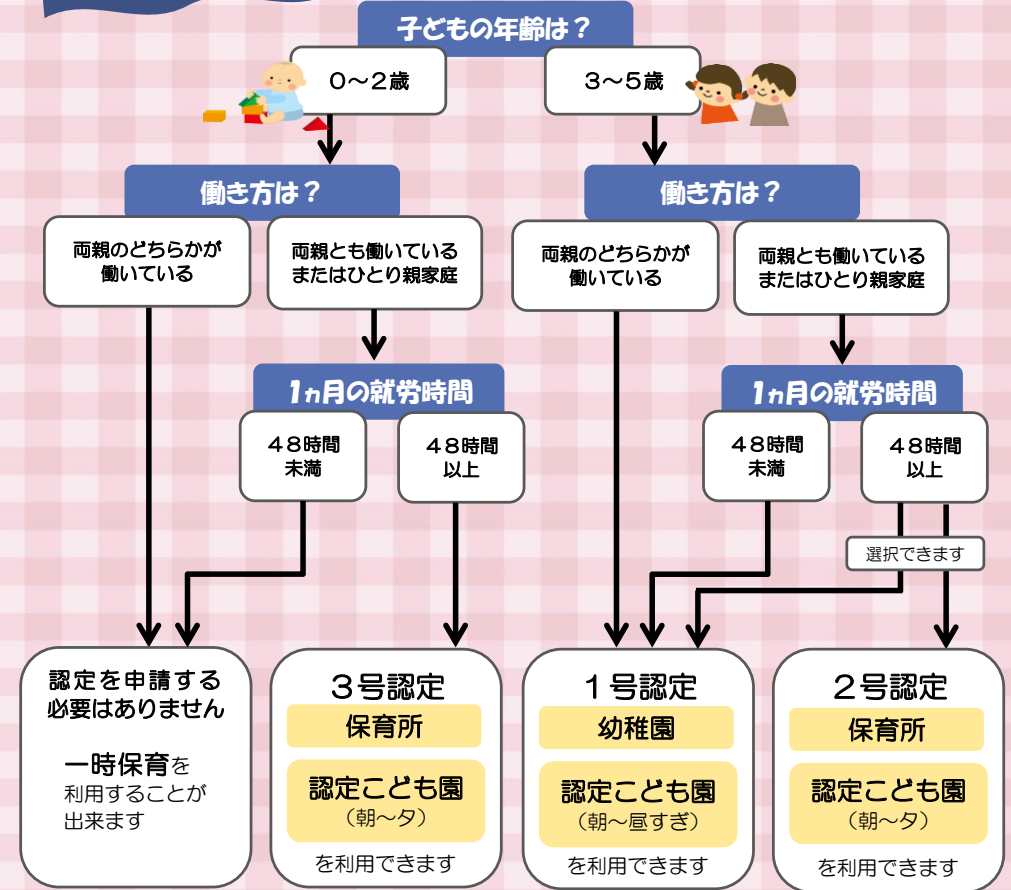
※新制度に移行しない幼稚園の場合は、園への申込みだけで認定申請は必要ありません。

利用できる施設は？ どんな認定になるの？

◎ 各ご家庭に合った利用方法を選んでください。

あなたのご家庭は？
早わかりチャート

〈保護者の就労を例にした場合〉



※認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。

保育料は高くなりますか？

おおむね、**現在の幼稚園・保育所の保育料と同水準**となる見込みです。

問い合わせ先
〒855-8555
島原市上の町537番地
島原市 福祉保健部
こども課 こども福祉班
Tel. 62-8003 (直通)